

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第2721号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件

平成28年(ワ)第825号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外53名

被告 国 外1名

## 準備書面36

2019(平成31)年1月10日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸

同 宮下 和彦

同 近藤 恭典 外

### 第1 はじめに

1 原告らが従来の居住地から別の居住地へ移転せざるを得なくなったことで被告らが責任を負うべきであることについての法律構成は、大きく分けて、次の二つが柱となる。

(1) 第一に、被ばくによる人体被害の生じる危険性には閾値がなく、ただ、被ばく量に比例して、その可能性が大きくなったり小さくなったりするにすぎない。したがって、ある量以下の被ばくしかしていないから安全である、とは言えない。

それはすなわち、従前の被ばく量より、たとえわずかでも被ばく量が増える場合、「その量がほんのわずかだから何の問題もない」ということはでき

ず、その増えた分だけ人体被害の危険性も大きくなることになる。

- (2) 第二に、前項からの帰結として、第三者の行為により、従来よりも被ばく量が増えた場合（あるいは増える蓋然性が高くなった場合）、その第三者により、当該人の人体被害の生じる危険性が大きくなった（あるいは大きくなる蓋然性が高くなった）ことになり、当該人がそれを避けることは当然の権利であり、かつ、その避難行為により生じた損害についてその第三者が負担する当然の義務を負う。

- 2 原告らは、これまで、特に前項(1)について、詳細に主張・立証をしてきた。また現在申請している崎山氏の証人尋問もこれに関するものである。

同様に、前項(2)についても、詳細に主張・立証をしてきたが、この論点に関して、特に空間線量がどのような位置づけになるのかについて、説明不足のきらいがあるので、本書面で、簡単に補足説明をしておく。

## 第2 「従来より被ばく量が増えた」ことについて

- 1 第1で述べたように、原告らが避難を余儀なくされたのは、「福島第一原発事故後に被ばく量が増えた」からである。

ここで「福島第一原発事故後に被ばく量が増えた」と簡単に書いたが、正確に書くと「**居住していた場所の被ばく量が、福島第一原発事故後のある時期に、前よりも増えた**」であり、対象となる「場所」「時期」「内容」が問題となる。

- 2 まず、「**場所**」であるが、第一義的には、原告らの居住地である。

ただし、人は、居住地に一日中閉じこもって生活をしているわけではない。通勤や通学のために職場・学校まで移動し、その移動区間を含めて職場や学校及びその周辺で生活する。また、買い物、レジャーなどで、居住地や職場・学校以外の場所へも移動し、そこで一定時間を過ごす。この「人が人として日常生活を営む上で不可欠な範囲」を「生活圏」と名付けることとすれば、その「生活圏」は、もちろん、個々人によって異なる。

ただ、一般的には、当該居住地がある市町村(特別区を含む。以下同じ)及びそれに隣接する市町村は、当然に「生活圏」に含まれるであろう。

- 3 次に「時期」であるが、これは当然「前後」の比較となり、「前」が「2011年3月10日以前」であることは明らかである。

「後」は、本件訴訟に即して考えるならば「移転した時」である。ただし、移転を考え始めてから、決意し、実際に移転するまでには、一定の時間がかかる。また、移転後、当該生活圏の被ばく量が増加した場合には、まさしく「その蓋然性が高かった」ことを意味する。したがって、「移転した時点」とピンポイントで捉えることはかえって不合理であり、「移転した頃」と一定の幅を設けて捉えるべきであろう。

- 4 最後に、「被ばく量が増える」とは何を意味するのかの検討が必要である。

(1) 「被ばく量」については、「空間線量」を第一義的に考慮することは決して間違っていない。人が生活するには一定の「空間」が絶対に必要であるから、その空間の空間線量が増えることは、当然当該人の被ばく量を増加させているからである。

(2) しかし、被ばくは、「空間線量」だけによって生じるものではない。食品や飲料水などを摂取することによっても生じる(ここでは、外部被ばくについてのみ論じており、内部被ばくの危険性は含めない)。例えば、福島第一原発事故によっても、沖縄県の空間線量には変化はない。しかし仮に沖縄県で生活している人が、福島第一原発事故後、飲食物をすべて福島県産のものを摂取したならば、その人の被ばく量は明らかに増加したはずである。これは極端な例であるが、「空間線量が増える」＝「被ばく量が増える」ではないことはご理解いただけたと思う。

(3) とはいえ、被ばく量については空間線量が最も大きくかつ重要な部分を占めること自体は原告らとしても特に否定するものではない。

第3 「従来より被ばく量が増える蓋然性が高くなった」ことについて

- 1 第2では、「従来より被ばく量が増えた」ことについて論じたが、第1で述べたとおり、「従来より被ばく量が増える蓋然性が高くなった」ことにより避難する場合もある。

この場合も、第2の場合と同様、対象となる「場所」「時期」「内容」が問題となる。

- 2 「場所」及び「時期」については、第2の場合と同様である。

「内容」については、福島第一原発の状況（原子炉や核燃料の状態、使用済み核燃料の状況、原発敷地外への放射性物質の放出状況等）、福島第一原発と前記「場所」との地理的關係、気象状況等を考慮する必要がある。

#### 第4 最後に

原告らのこれまでの書面でも、そして本書面でも明らかであるが、本件訴訟において、原告らは、「〇〇の基準からすると、空間線量が××シーベルト以上になった場合には、人体被害の危険性が生じる。原告らの居住地の空間線量は、実際に××シーベルトを超えた。だから避難せざるを得なかった」とは主張していない。あくまでも「原告らが居住していた場所の被ばく量が、福島第一原発事故後のある時期に前よりも増えた（あるいは増える蓋然性が高くなった）」から、原告らは移転せざるを得なかったのである。

本件訴訟の原告らの居住地（生活圏）においては、実際に原告らが移転するころ、あるいは移転後に、「××シーベルト」を超えた例もある。しかしそれは、「原告らが移転せざるを得ない状況であったこと」を補強するものでこそあれ、原告らとしては決して、「××シーベルトを超えていた（あるいは超える蓋然性が高かった）から、移転せざるを得なかった」と主張しているものではない点については、ご留意いただきたい。

以上